

審決

訂正 2015 - 390033

神奈川県横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地
請求人 株式会社 JVCケンウッド

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号 虎ノ門琴平タワー 三好内外国特許事務所
代理人弁理士 三好 秀和

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号 虎ノ門琴平タワー 三好内外国特許事務所
代理人弁理士 伊藤 正和

特許第5630492号に関する訂正審判事件について、次のとおり審決する。

結 論

特許第5630492号に係る明細書及び特許請求の範囲を本件審判請求書に添付された訂正明細書及び特許請求の範囲のとおり訂正することを認める。

理 由

1. 請求の要旨

本件審判の請求の要旨は、特許第5630492号(平成16年3月31日に出願した特願2004-103973号の一部を平成21年10月6日に新たな特許出願として出願した特願2009-232166号の一部をさらに平成24年10月9日に新たな特許出願として出願、平成26年10月17日設定登録)の願書に添付された明細書及び特許請求の範囲を審判請求書に添付した訂正明細書および特許請求の範囲のとおり、すなわち、下記(1)ないし(5)のとおり一群の請求項ごとまたは請求項ごとに訂正することを求めるものである。

(1) 請求項6に係る訂正

訂正事項1: 特許請求の範囲の請求項6に「前記入力手段はタッチパネルであり、」とあるのを、「前記操作を入力する手段はタッチパネルであり、」に訂正し、その後ろに記載の「タッチパネル」を、「前記タッチパ

ネル」に訂正する。

訂正事項 2：特許請求の範囲の請求項 6 に「前期入力位置はタッチ位置であり、」とあるのを、「前記操作によって入力されるのはタッチ位置であり、」に訂正する。

(2) 請求項 7 に係る訂正

訂正事項 1：特許請求の範囲の請求項 7 に「前記入力手段はタッチパネルであり、」とあるのを、「前記操作を入力する手段はタッチパネルであり、」に訂正し、その後ろに記載の「タッチパネル」を、「前記タッチパネル」に訂正する。

訂正事項 2：特許請求の範囲の請求項 7 に「前記入力位置はタッチ位置であり、」とあるのを、「前記操作によって入力されるのはタッチ位置であり、」に訂正する。

(3) 請求項 8 に係る訂正

訂正事項 1：特許請求の範囲の請求項 8 に「前記入力手段はタッチパネルであり、」とあるのを、「前記操作を入力する手段はタッチパネルであり、」に訂正する。

訂正事項 2：特許請求の範囲の請求項 8 に「前記入力位置はタッチ位置である、」とあるのを、「前記操作によって入力されるのはタッチ位置である、」に訂正する。

(4) 請求項 9 に係る訂正

訂正事項 1：特許請求の範囲の請求項 9 に「前記判定ステップが任意の道路に沿って言いどうする操作であると判定した場合、」とあるのを、「前記判定ステップが任意の道路に沿って移動する操作であると判定した場合、」に訂正する。

訂正事項 2：明細書の段落【0006】に記載された「前記判定ステップが任意の道路に沿って言いどうする操作であると判定した場合、」とあるのを、「前記判定ステップが任意の道路に沿って移動する操作であると判定した場合、」に訂正する。

(5) 請求項 10 に係る訂正

訂正事項 1：特許請求の範囲の請求項 10 に「、さらに表示手段に表示されている地図におけるさらに表示手段に表示されている地図における相互に交差若しくは連結した複数の道路に沿って移動する操作があるかを判断し、」とあるのを、「、さらに表示手段に表示されている地図における相互に交差若しくは連結した複数の道路に沿って移動する操作があるかを判断し、」に訂正する。

2. 当審の判断

請求項 11 は、訂正後の請求項 1～8 を引用する発明であるところ、上記(1)～(3)の訂正に係る訂正後の請求項 6、7、8 を請求項 11 が引用しているので、訂正後の請求項 1～8 及び 11 は、一群の請求項を構成する。

以下、訂正後の請求項 1～8 及び 11 からなる一群の請求項に係る訂

正、請求項 9 に係る訂正、請求項 10 に係る訂正の順に検討する。

(1) 請求項 1～8 及び 11 からなる一群の請求項に係る訂正

ア．訂正の目的要件

(ア) 請求項 6 に係る訂正の訂正事項 1、2

特許請求の範囲の請求項 6 の「入力手段」「入力位置」の前方には、入力手段が記載されておらず、文章上不合理を生じて不明瞭となっている。

そして、訂正事項 1、2 は、請求項 6 の「入力手段」「入力位置」について、その本来の意を明らかにする訂正であるから、明瞭でない記載の釈明を目的とするものである。

また、訂正事項 1 の「タッチパネル」を、「前記タッチパネル」とする訂正も、明瞭でない記載の釈明を目的とするものである。

また、訂正事項 2 の「前期」を「前記」とする訂正は、誤記の訂正を目的とするものである。

(イ) 請求項 7 に係る訂正の訂正事項 1、2

特許請求の範囲の請求項 7 の「入力手段」「入力位置」の前方には、入力手段が記載されておらず、文章上不合理を生じて不明瞭となっている。

そして、訂正事項 1、2 は、請求項 7 の「入力手段」「入力位置」について、その本来の意を明らかにする訂正であるから、明瞭でない記載の釈明を目的とするものである。

また、訂正事項 1 の「タッチパネル」を、「前記タッチパネル」とする訂正も、明瞭でない記載の釈明を目的とするものである。

(ウ) 請求項 8 に係る訂正の訂正事項 1、2

特許請求の範囲の請求項 8 の「入力手段」「入力位置」の前方には、入力手段が記載されておらず、文章上不合理を生じて不明瞭となっている。

そして、訂正事項 1、2 は、請求項 8 の「入力手段」「入力位置」について、その本来の意を明らかにする訂正であるから、明瞭でない記載の釈明を目的とするものである。

イ．訂正事項が願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内であるかについて

請求項 6 の訂正事項 1 に係る訂正、訂正事項 2 の「入力位置は・・・」を、「操作によって入力されるのは・・・」とする訂正は、本件特許明細書の段落【0024】～【0027】、【0041】～【0048】に記載された事項の範囲内のものである。

請求項 6 の訂正事項 2 の「前期」を、「前記」とする訂正は、願書に最初に添付した明細書の段落【0024】～【0027】、【0041】～【0048】に記載された事項の範囲内のものである。

請求項 7、8 に係る各訂正は、本件特許明細書の段落【0024】～【0027】、【0041】～【0048】に記載された事項の範囲内の

ものである。

ウ．特許請求の範囲の実質的な拡張・変更がないかについて
請求項 6 ～ 8 に係る各訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更するものでない。

エ．特許法第 1 2 6 条第 7 項の「訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるもの」であるかについて

請求項 6 に係る訂正（訂正後の請求項 1 ～ 8 及び 1 1 で一群の請求項を構成するもの）は、誤記の訂正を目的とするものであるので、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができることが要件となるところ、訂正後における特許請求の範囲の請求項 1 ～ 8 及び 1 1 に記載されている事項により特定される各発明を拒絶すべき理由を発見しないので、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明は、特許出願の際独立して特許を受けることができない発明ではない。

オ．小括

請求項 6 ～ 8 に係る訂正は、特許法第 1 2 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項を目的とし、かつ、同条第 5 項ないし第 7 項の規定に適合する。

（ 2 ）請求項 9 に係る訂正

ア．訂正の目的要件

特許請求の範囲の請求項 9、及び明細書の段落【 0 0 0 6 】に記載された「言いどうする操作」は「移動する操作」の誤りであることが明らかであり、請求項 9 に係る訂正の訂正事項 1、2 に係る訂正は誤記の訂正を目的とするものである。

イ．訂正事項が願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内であるかについて

請求項 9 に係る各訂正は、願書に最初に添付した明細書の段落【 0 0 4 3 】～【 0 0 4 4 】に記載された事項の範囲内のものである。

ウ．特許請求の範囲の実質的な拡張・変更がないかについて
請求項 9 に係る各訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更するものでない。

エ．特許法第 1 2 6 条第 7 項の「訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるもの」であるかについて

請求項 9 に係る訂正は、誤記の訂正を目的とするものであるので、訂正

後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができることが要件となるところ、訂正後における特許請求の範囲の請求項 9 に記載されている事項により特定される各発明を拒絶すべき理由を発見しないので、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明は、特許出願の際独立して特許を受けることができない発明ではない。

オ．小括

請求項 9 に係る訂正は、特許法第 126 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項を目的とし、かつ、同条第 5 項ないし第 7 項の規定に適合する。

(3) 請求項 10 に係る訂正

ア．訂正の目的要件

特許請求の範囲の請求項 10 に記載された「さらに表示手段に表示されている地図におけるさらに表示手段に表示されている地図における」は「さらに表示手段に表示されている地図における」の誤りであることが明らかであり、訂正事項 1、2 に係る訂正は誤記の訂正を目的とするものである。

イ．訂正事項が願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内であるかについて

請求項 10 に係る訂正は、願書に最初に添付した明細書の段落【0059】に記載された事項の範囲内のものである。

ウ．特許請求の範囲の実質的な拡張・変更がないかについて

請求項 10 に係る訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更するものでない。

エ．特許法第 126 条第 7 項の「訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるもの」であるかについて

請求項 10 に係る訂正は、誤記の訂正を目的とするものであるので、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができることが要件となるところ、訂正後における特許請求の範囲の請求項 10 に記載されている事項により特定される各発明を拒絶すべき理由を発見しないので、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明は、特許出願の際独立して特許を受けることができない発明ではない。

オ．小括

請求項 10 に係る訂正は、特許法第 126 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項を目的とし、かつ、同条第 5 項ないし第 7 項の規定に適合する。

3. むすび

したがって、本件審判の請求に係る訂正は、特許法第126条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を目的とし、かつ、同条第3項ないし第7項の規定に適合する。

よって、結論のとおり審決する。

平成27年 5月26日

審判長 特許庁審判官 新海 岳
特許庁審判官 中川 真一
特許庁審判官 長馬 望

〔審決分類〕 P 1 4 1 . 8 5 2 - Y (G 0 1 C)
8 5 3

審判長	特許庁審判官	新海 岳	8111
	特許庁審判官	長馬 望	9236
	特許庁審判官	中川 真一	8410